

新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

(平成元年5月30日告示第62号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地域会館、小公園等市民の心の触れ合いの場となるコミュニティ施設を整備しようとする地区団体に補助金を交付することに関し、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業種目及び補助額は、別表1のとおりとする。

(再補助の制限)

第3条 この告示の適用を受けて整備された事業は、事業完了後別表第2に定める期間を経過しなければ、この告示に基づく再補助を受けることができない。ただし、自然災害により緊急に地域会館を整備する必要性が生じ、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(事前協議)

第4条 この告示に基づく補助金の交付を受けて整備事業を行おうとする地区団体は、原則として当該整備事業を行おうとする年度の前年度の10月末日までに新座市コミュニティ施設整備事業事前協議書に必要な書類を添えて事前協議を行うものとする。ただし、当該年度において至急に整備事業を行う事前協議であって市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(内定)

第5条 整備事業の内定は、前条の協議に基づき、新座市コミュニティ施設整備事業内定通知書により行うものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、前条の内定を受けた地区団体が新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 実施設計書（位置図、配置図及び設計図を含む。）
- (2) 土地所有者及び関係住民の承諾書
- (3) 経費負担同意書又は事業の実施に係る地区団体の意思決定を確認できる書類（必要事業のみ）
- (4) 土地の貸借契約書又は承諾書（借地の場合）

(交付決定)

第7条 補助金の交付決定は、前条の交付申請に基づき、新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付決定通知書により行うものとする。

2 前項の場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付けて補助金の交付決定をすることができる。

(完了報告)

第8条 整備事業の完了報告は、前条の交付決定を受けた地区団体（以下「補助事業者」という。）が整備事業の完了後、新座市コミュニティ施設整備事業完了検査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業経過を証明することができる写真
- (2) 事業内容を証明することができる写真
- (3) 出来形管理図

(完了検査等)

第9条 前条の申請があったときは、当該整備事業の完了検査を行うものとする。

2 前項の場合において、当該整備事業が補助金の交付を決定した計画及びこれに付けた条件に適合していないと認めるときは、補助事業者に対し期日を指定して当該整備事業の改善を求めることができる。

(補助金額の確定)

第10条 補助金額の確定は、前条第1項に規定する完了検査の後に、又は同条第2項の規定による改善を確認した後に新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、前条の通知を受けた補助事業者が新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第13条 整備事業の実績報告は、整備事業の完了後30日以内に、新座市コミュニティ施設整備事業実績報告書に請負業者の領収書の写しを添えて行うものとする。

(返還命令)

第14条 整備事業が次の各号の一に該当したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 補助金を使用しないとき又は使用した補助金額が交付した補助金額を下回るとき。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、整備事業に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支について証明する領収書、預金通帳等の書類を整理しておくものとする。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるものを除くほか、新座市コミュニティ施設整備事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行し、平成元年度以後の年度分の補助から適用する。

2 新座市地域会館等建築費補助金交付要綱（昭和47年新座市告示第213号）及び私道整備補助金交付要綱（昭和50年新座市告示第62号）は、廃止する。

3 廃止前の新座市地域会館等建築費補助金交付要綱及び私道整備補助金交付要綱により整備された事業は、この告示の適用を受けて整備された事業とみなす。

4 廃止前の新座市地域会館等建築費補助金交付要綱第3条第2項及び私道整備補助金交付要綱第8条の規定による事前協議は、第4条の規定により行われた事前協議とみなす。

附 則（平成4年告示第62号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成6年告示第174号）

この告示は、告示の日から施行し、平成6年度以後の年度分の補助から適用する。

附 則（平成10年告示第13号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年告示第155号）

この告示は、告示の日から施行し、平成13年度以降の年度分の補助から適用する。

附 則（平成26年告示第425号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年告示第123号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

事業種目	補助額
1 地域会館整備	補助対象となる経費の5分の4以内の額とし、地域会館の新築工事については2,000万円を、増築等工事(建築確認を要するもの)については500万円を、その他の増築等工事については100万円を限度とする。ただし、その他の地域会館の管理運営上必要と認めるものについては、補助対象となる経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度とする。
2 掲示板等整備	補助対象となる経費の2分の1以内の額とし、1基当たり8万円を限度とする。
3 倉庫整備	補助対象となる経費の2分の1以内の額とし、1棟当たり50万円を限度とする。
4 小公園整備	補助対象となる経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。
5 私道整備	補助対象となる経費の3分の2以内の額とし、300万円を限度とする。
6 その他市長が特に必要と認めた事業	補助対象となる経費の2分の1以内の額とし、300万円を限度とする。

別表第2（第3条関係）

事業種目	再補助制限の期間
地域会館整備 新築・増築等（建築確認を要するもの）工事 小公園整備	10年
地域会館整備 その他の増築等工事、その他の地域会館の管理運営上必要と認めるもの 掲示板等整備 倉庫整備 私道整備 その他市長が特に必要と認めた事業	5年